

規範の三層構造論 ——行為理論の総合へ向けて——（上）

宮台真司

従来の社会学的行為理論は不毛である。それは、方法論的無反省や周辺領域（言語理論、神経生理学、アルゴリズム理論 etc.）への無知と結びついた、行為の範疇的性格への無関心に基づく。我々は行為理論の範疇論的再構成を企図する。我々の理論は、行為を支配する範疇操作のアルゴリズムの記述を与える。そしてこのアルゴリズムを3つの水準に分けて考察する。

目次

- 1 社会学的行為理論の不毛
- 2 <規範の三層構造論>の概略
- 3 <規範Ⅰ>論の骨子
- 4 <規範Ⅱ>論の骨子
(以上本稿, 以下次号)
- 5 <規範Ⅲ>論の骨子
- 6 技術論(仮題)

1 社会学的行為理論の不毛

規範normを、個体の行為に見出される、生物学的自然性に還元し得ないアルゴリズム⁽¹⁾であると定義する。

人間の行為に、生物学的自然性に還元し得ない形式が存在することは、古くから知られる(e.g. Durkheim〔1895 = 1978 : 52〕)。だが現時点で見渡す限り、行為の規範的な事実性を残らずに説明する業績には、我々は未だに出会わない。

我々は社会学的行為理論の名の下に、行動主義(e.g. Skinner〔1938〕, Homans〔1961〕)、主意主義(e.g. Parsons〔1937〕)、システム論的行為理論(e.g. Parsons〔1951〕)、象徴的相互作用論(e.g. Blumer〔1969〕, Turner〔1956〕)、エスノメソドロジー(e.g. Garfinkel; Sacks

〔1970〕, Sacks〔1972〕), Goffmanの対面的行為規範論(e.g. Goffman〔1959〕〔1974〕)などを考え得る。だがこれらはどれも、行為の一般理論としては全く不十分である。

社会学的行為理論の不毛の理由を説明すること自体、知識社会的に興味ある課題である。ここでは2つのポイントを挙げよう。先ず、行為現象の総体への配視を欠く方法主義的倒錯がある。例えば、行為の観察可能な外形を理論的外部基準に採用する行動主義や、成員自身の知識(=日常的な説明accountの方式)を記述すると称するエスノメソドロジーがそれである⁽²⁾。

第2は、内容主義的誤謬と名付けられよう。すなわち、行為の範疇的内容への日常的信奉を無自覚に前提とする理論構築が帰結する、背景的文化・歴史状況との共振である。主意主義やシステム論的行為理論に於て特権的位置付けの与えられる目的・手段図式(乃至行為者-状況図式)は、さしずめ資本制近代の共振物である。またこれらの行為理論内での価値、規範、制度、内面化、などの概念は理論的吟味を經ておらず、自然言語的通用性に依存しすぎている。

行為が、規範という固有な社会的事実(fait sociale)に染めあげられていることを認めるならば、行為の規範性を説明する一般理論を手

することは、社会学者にとり急務である。

さて、社会学の隣接領域に眼を転じると、そこには行為規範に関わる重要な業績が蓄積されている。理論言語学、発話行為論(語用論)、会話分析、失行症理論、言語ゲーム論、分析哲学系行為理論、ジェスチャー研究、Luhmannの予期理論などである。これらは、本来与えられて然るべき行為理論総体内部に於ける位置付けを欠く。我々が展開する<規範の三層構造論>は、行為規範の総体に適格な見取り図を与えることを目的のひとつとする。この作業の結果、先に挙げた諸分野の業績の行為理論的な意義も照らし出されよう。社会学者の多くは、こうした隣接諸分野の行為理論的業績に対して無関心である。だがこの無関心が積極的な理由に基づくことを論じた者はない。換言すれば、隣接諸分野の業績の社会学上のインパクトを精確に計測したうえで判断に基づいていない。社会学的行為理論の不毛状況の下で、今や隣接諸分野の業績に徒らに眼を閉ざすのではなく、自らの理論との距離関係を絶えず計測する態度が、社会学的行為理論家に要請されている。

2 <規範の三層構造論>の概略

【1】我々が展開する行為理論は、個体の行為を支配するアルゴリズムを書き出す行為規範の理論として組み立てられる。この理論は<規範の三層構造論>と呼ばれる。その理由は、行為規範の総体を凡そ三層に分解して考察するからである。三層の規範はそれぞれ<規範Ⅰ>(=適合性規範)、<規範Ⅱ>(=適切性規範)、<規範Ⅲ>(=適格性規範)と呼ばれる。行為規範のこの三層区分は、行為理論にとって必要不可欠なものだ。以下三層の各々についてのイメージスケッチを試み、本論への導入としよう。

【2】<規範Ⅰ>とは一言でいえば、行為遂行

への予期を帰結するアルゴリズムである。ここで言う予期は、当為的な期待と事実的な予想の双方を含む。Luhmann〔1972=1977〕にならい、前者を規範的予期、後者を認知的予期と呼ぼう⁽³⁾。このアルゴリズムは、①遂行者の範疇、②遂行情況の範疇、の値の組に対して、予期されるべき③行為範疇、の値を割当てて三変数関数の形式をもつ。例えば、「①学生は②演習では③積極的に発言せよ」などの文にパラフレーズし得るようなアルゴリズムである。

<規範Ⅱ>とは一言でいえば、一定の条件(=効力条件)の充足の認知に対して、一定の行為範疇の認知を割当ててアルゴリズムである。このアルゴリズムは、条件の値(の組)を独立変数とし、割当てられる行為範疇を従属変数とする多変数関数の形式をもつ。この対応を逆向きにたどれば、一定の行為範疇に対して、その範疇を発効させる(=認知として実現する)ための十分条件を特定するアルゴリズムとなる。<規範Ⅱ>は、④効力条件を行為連鎖の形式として書き出すもの、⑤行為連鎖に分解不能な行為(=単位行為)の効力条件に言及するもの、に大別される。ケース⑤は、行為者の物理的身体挙動(含・発語)の形式が満たすべき条件と、それが置かれる情況的脈絡が満たすべき条件との組を、効力条件とする。例えば、「裁判をする」という行為は、単一の行為を指示するものではなく、要素的行為(=単位行為)の秩序ある時間的展開に於て発効する。この秩序を指定するのが④のケース。これに対し、「約束する」という行為は、こうした分解が可能ではない。この行為が発効する条件は、一定の形式を有する発語(e.g.ヤクソクシマスなどの音列)と、それを冗談や戯れとして了解させず、まさに約束として了解させるような情況的脈絡との組として、記述されるほかない。これが⑥のケースで

ある。効力条件③は、⑥の集合によって与えられるので、⑥に還元できる。故に以下では「効力条件」の用語の下で⑥のケースのみを考える。

〈規範Ⅲ〉とは一言でいえば、〈規範Ⅱ〉(に於ける効力条件⑥)が指定する身体挙動(含・発語)の外形的形式を実現にもたらすアルゴリズムである。このアルゴリズムは、〈規範Ⅱ〉による特定の行為範疇覚識の前提となる、与件の側の形式を実現する。〈規範Ⅱ〉は、⑦示差的に対立し合う有限個の意味単位(形態素)の集合・の要素を排列することで・より大きな意味単位を構成する規則(=文法grammar)、として存在する場合と、①こうした文法を持たずに単に相互に対立し合う身体の外形上の形式を実現するメカニズムとして存在する場合(e.g. 身体図式)とに大別される⁽⁴⁾。〈規範Ⅲ〉は、形式の産出のアルゴリズムである⁽⁵⁾と同時に、形式(の同一性)の了解の図式としても機能する。

【3】既存理論の対象領域との関係づけを行なう。

〈規範Ⅰ〉は、従来の役割理論が照準する規範=役割roleと外延的に重なる。但し〈規範Ⅰ〉は、ある個体の、他者(たち)の行為遂行への予期(=役割期待role expectation)を水路づけける一方、当の個体自身の行為遂行への志向(=役割志向role orientation)をも水路づけ得る。この意味で〈規範Ⅰ〉は発話行為理論家 Searle〔1969〕の定式化する“if Y, do X”型の regulative rule と外延的に重なる。

〈規範Ⅱ〉は、従来発話行為論、語用論、エスノメソドロジーが取扱って来た規範を含む。〈規範Ⅱ〉は、個体に対し、自己や他者の遂行する行為が何であるかの範疇的了解を与える。その意味で〈規範Ⅱ〉は Searle〔1969〕のいう“X counts as Y under condition of Z”型の constitutive rule と外延的に重なる。個体は

〈規範Ⅱ〉の与える自らの行為範疇への了解(=心的自己把持)に基いて、自らの行為を制御する。同時に〈規範Ⅱ〉は、他者に対する了解操作(Goffman〔1959〕の印象操作 impression management を含む)が依存するアルゴリズムであり、一定の形で権力分析に関係する。

〈規範Ⅲ〉の⑦のケースは、構造言語学や生成文法理論が考察してきた規範(それぞれ langue, grammar)に相当する。①のケースは神経生理学(Grünbaum〔1930〕, Kroll; Stolbun〔1933〕, 秋元〔1935〕が明らかにした肢節的挙動たちの通時/共時的な分節-排列メカニズムを含む。①には更に Morris〔1977=1980〕, Birdwhistel〔1970〕らのジェスチャー論乃至 kinesics が関係する⁽⁶⁾。

【4】ここで幾つかの注言を与えよう。

〈規範Ⅱ〉は、行為範疇値を確定する規則であった。行為範疇には「約束する/警告する/質問する/叙述する/…」などの属性値と、誰に帰属する行為であるかを示す人称値とを区別できる。以下では効力という用語で前者を指示しよう。すると〈規範Ⅱ〉には効力を確定する効力図式と、人称値を確定する行為人称図式とが存在することになる。後者は〈人称図式論〉の一環として独立に論じることにし(↳宮台〔1985a〕), ここでは〈規範Ⅱ〉の名の下で前者のみ考察の対象とする。

〈規範Ⅰ〉は、行為遂行への予期を与える規則であった。この〈規範Ⅰ〉論と〈規範Ⅱ〉論(含・人称論)を前提として〈法規範論〉が成立する。法規範論は、発話に表明された予期の人称帰属を操作する言説装置の理論として展開される(↳宮台〔1985b〕)。

〈規範Ⅲ〉は、身体挙動の物理的形式を実現するアルゴリズムであった。この〈規範Ⅲ〉論と〈規範Ⅱ〉論(含・人称論)を前提として、

〈技術論〉が成立する。技術論は、身体の外形上に合目的な物理的形式を構成するためのアルゴリズム複合の理論として展開される(↳宮台〔1983:581-722〕)。

〈規範Ⅱ〉論は更に、〈行為の自己言及性論〉を通じて、Habermas 正統性論への批判や、言語ゲーム論へと接続する(↳宮台〔1983:1051-1266〕)。

【5】規範の各層に於ける違背を検討しよう。

〈規範Ⅰ〉に於ける違背は、〈規範Ⅰ〉が指定する行為範疇と現実に認知された行為範疇とのずれを意味する。但し、〈規範Ⅰ〉が指定する行為範疇は不作為を含む⁽⁷⁾。〈規範Ⅰ〉に於ける行為の well-formedness を、適合性と呼ぶ。故に〈規範Ⅰ〉は適合性規範とも呼ばれる。〈規範Ⅰ〉への違背は従来の社会学での逸脱行動の概念を含む⁽⁸⁾。

〈規範Ⅱ〉に於ける違背は、違背認知者に対して範疇的覚識の混乱すなわち了解不能性として現われる。例えば映画館で上映中に突然「こんにちば」と一人で発語すること。この場合、発語の形式性と情况的脈絡との対は、〈規範Ⅱ〉内に予め書き留められていない。こうした了解不能な行為を不適切行為と呼ぶ⁽⁹⁾。〈規範Ⅱ〉に於ける行為の well-formedness を、適切性と呼ぶ。故に〈規範Ⅱ〉は適切性規範とも呼ばれる。〈規範Ⅱ〉への違背(=不適切行為)は従来の社会学での病理行動の概念と重なる。或る行為が〈規範Ⅱ〉との関係に於て了解可能であることは、その行為が〈規範Ⅰ〉の指定する予期レパートリー(乃至その否定たる逸脱レパートリー)の項目であり得ることを示す⁽¹⁰⁾。

〈規範Ⅲ〉に於ける違背は、適切性を有する行為(↳前述)の発効に必要な身体挙動の形式性を(実現しようとして)実現できていない状態に相当する。この種の違背認知は認知者対

して端的な能力不足として(先ず)現前しよう。〈規範Ⅲ〉に於ける行為の well-formedness を、適格性と呼ぶ。故に〈規範Ⅲ〉は適格性規範とも呼ばれる。

【6】〈規範Ⅰ～Ⅲ〉は、理論家の仮説する「成員個体の従属するアルゴリズム」である。各レベルでの well-formedness は理論言語学に於ける文法的適格性と同じく、成員の側からの well-formed/ill-formed の報告可能性 reportability が与える理論的外部基準(制御目標)と同一視される。つまり理論的に仮説されたアルゴリズムに照らして well-formed である行為が、そのアルゴリズムに従属すると仮説された個体により ill-formed であると報告されない限り、仮説は反証されていないと見做す。

これとの関係でいえば、違背とは、理論家が仮説するアルゴリズムと、記述対象のずれである。これに対し違背認知とは、理論家が当のアルゴリズムに従うと想定する個体による、上記のずれに対応すると見做される事実的な判定である。

3 〈規範Ⅰ〉論の骨子

3.1 〈役割〉概念の定礎

あらゆる認識は範疇性を帯びる(↳宮台〔1985a〕)。ある覚識主体に帰属する現相世界 phenomenal world は、様々な範疇的定在のひしめき合いとして与えられる。分節された個々の範疇的定在を、宮台〔1982〕は「意味的定在」と呼ぶ。

意味的定在の基本分類は、人称/無人称の対立である(↳宮台〔1985a〕)。人称とは、他の意味的定在の幾つかがそこに帰属される帰属点としての位格をもつ意味的定在である。無人称は残余カテゴリーである。宮台〔1982〕では、人称は役割的定在と呼ばれ、無人称は物質的定

在／情動的定在に区画された。

人称（＝役割的定在）に付帯する範疇性の契機（廣松〔1972〕の“意味的所知”の契機）を $\dot{\text{人}}\dot{\text{称}}\dot{\text{価}}$ と呼ぶ。役割には人称価／属性価の2種の値が存在する。

$\dot{\text{人}}\dot{\text{称}}\dot{\text{価}}$ とは、1人称／2人称／3人称、の対立軸と、単数人称／複数人称、の対立軸を直交させて得られる都合6つの値をさす。人称価の厳密な概念構成法は宮台〔1985a〕に於て詳しい。個々の人称（＝役割的定在）は1種類の人称価だけを必ず帯びる。

$\dot{\text{属}}\dot{\text{性}}\dot{\text{価}}$ は、人称価とは独立な質的範疇性であり、宮台〔1983〕では以下の下位区分が暫定的に考えられた：

- ①制度役割：学生，父親，部長，20歳
- ②個体役割：山田太郎，例の男
- ③行為役割：なぐる人，食べる人，～する人
- ④体験役割：なぐられる人，雨に降られる人
- ⑤心的役割：悲しむ人，～を考える人

⑥属性役割：背の高い人，赤い服の人，天才
属性価の厳密な概念構成法は宮台〔1983〕に詳しい。なお、①と②、③と④、⑤と⑥は意味的な対を為す。個々の人称（＝役割的定在）は複数の属性価を同時に帯び得る。

上記6つの属性価のうち、 $\dot{\text{個}}\dot{\text{物}}\dot{\text{的}}\dot{\text{再}}\dot{\text{認}}\dot{\text{同}}\dot{\text{定}}$ に媒介される個体役割・を除く5つのものについて、 $\dot{\text{時}}\dot{\text{間}}\dot{\text{価}}$ の下位区分を与え得る。例えば、「学生」「約束する人」の2つの属性価に時間価の下位区分を与えよう：

- ㊸現在範疇：学生（である人），約束する人
- ㊹過去範疇：学生だった人，約束した人
- ㊺未来範疇：学生になる人，約束するだろう人

時間価は、属性価の個々の値(e.g. 学生／約束する人／…)に対して1種だけ割当てられる。厳密には宮台〔1983〕に展開されている。

以上に行なった $\dot{\text{人}}\dot{\text{称}}\dot{\text{価}}$ （＝ $\dot{\text{人}}\dot{\text{称}}\dot{\text{範}}\dot{\text{疇}}$ ）区分は、

役割理論の深化にとって不可欠である（↳宮台〔1982〕と同時に、labeling perspectiveや差別論の展開にとっても重要である⁽¹¹⁾。

3.2 <情況範疇>概念の定礎

現相世界内に並存する相互に分節された意味的定在らは、相互に他をGestalt心理学にいう“地Grund”として存立する。Gestalt心理学は、知覚形象が自存する実体の認識でなく、知覚野総体と認識体制双方の函数であることを示す（↳Guillaume〔1937=1952→1980〕）。Gestalt概念は元來知覚野の空間的分節様態のみ指示する（eg. ルビンの盃）。我々は、個々の意味的定在が、現相世界内に並存する他の意味的定在総体の函数であることを述べる。この場合の意味的定在概念は、空間的分節のみならず言語的範疇了解を含む。

例えば、私はA君が私をひどく憎んでいることを知っている。私は今自分がひとけのない場所を歩いていることを知っている。もしそこにAがナイフを持って現われたとしよう。ナイフは“凶器”として了解され、同時にAは“殺意を持つ男”として、この場所は“自分の死に場所”として了解されよう。こうした図地関係の相互波及の結果、現相世界の諸意味的定在は一定の安定したschemaに収束する。このschemaの同一性を情況situationと定義する⁽¹²⁾。

役割的定在（＝人称）の範疇的契機を $\dot{\text{人}}\dot{\text{称}}\dot{\text{価}}$ と呼ぶのと平行に、情況の範疇的契機を $\dot{\text{情}}\dot{\text{況}}\dot{\text{範}}\dot{\text{疇}}$ と呼ぶ。これはGoffman〔1952〕の“情況定義”概念に相当する。但しGoffman〔1961〕には、情況を定義するというoperationを“情況定義”と呼ぶ用法もある。

3.3 <規範I>概念の定礎

【1】<規範I>とは、現に覚識されている、

①或る人称の^{ついで}役柄と②^{ついで}情況範疇との、^{ついで}値の対に対して、当の同一の人称が遂行する行為の③^{ついで}行為範疇（広義↳注7）、への認知的または規範的予期を（覚識主体に）割当てるアルゴリズムとして定義される。例えば：

- (1)①学生は②演習では③発言する（べし）
 - (2)①男は②人前で③泣かない（べし）
 - (3)①警官は②いつでも③市民を守る（べし）
 - (4)①長髪の方は②料理中③髪を束ねる（べし）
 - (5)①だれもが②困っている人を③助ける（べし）
- 「べし」が付加されるときは規範的予期を示す。ここで2点注記しよう。

既述の通り、＜規範Ⅰ＞の割当てる^{ついで}行為範疇は広義のものであり、^{ついで}不作為を含む（↳例(2)）。

次に＜規範Ⅰ＞の言及する^{ついで}役柄または^{ついで}情況範疇は、不定の値をもち得る（↳例(3)(5)）。

【2】＜規範Ⅰ＞は①の遂行者 performer の役柄に於て、

- (ア)属性値だけに言及する場合⁽¹³⁾
- (イ)人称値だけに言及する場合
- (ウ)属性値・人称値双方に言及する場合
- (エ)人称一般に言及する場合

の4場合を区分できる。

先に挙げた例では(5)を除き全てが(ア)のケースにあたる。(イ)のケースの例を挙げよう：

- (6)①単数1人称（私）は②困っている人を③助けるべし
- (7)①2・3人称（他者ら）は②単数1人称（私）を③尊敬する（べし）

次に(ウ)のケースの例を挙げよう：

- (8)①教師（属性値）たる私（人称値）は②学生に③きびしくするべし

これは謂わば「他の教師のことなど知ったことではないが…」という態度である。(エ)のケースは例(5)で挙げた^{ついで}役柄不定の場合である。

【3】ここで注意したいのは、＜規範Ⅰ＞が

（他の層と同様に）個体を操作器 operator と見立てたアルゴリズムとして定義されている点である。すなわちアルゴリズムの内容は^{ついで}個体毎に定義されなければならない。

複数の個体が同一のアルゴリズムを内蔵すると見做されるとき、このアルゴリズムを、当の複数の個体に関する^{ついで}共同規範と呼ぶ。

社会学では通常、規範 norm の用語は上記の共同規範に相当するものを指示するようである。だが行為理論的な視角から規範現象に接近するには、我々のような概念構成以外あり得ない。

3.4 役割期待論との関係

我々は、人称（＝役柄的定在）が帯びる^{ついで}属性値の1種として^{ついで}行為役柄を与えた。他方我々は、予期の対象となり得る事象の内、その選択性が（了解に於て）何らかの人称に帰属されるものを（広義の）^{ついで}行為範疇として定義する（↳注7）。従って^{ついで}行為範疇は何らかの人称性を帯びる。^{ついで}行為範疇から分析的に人称性を除外したものを、改めて^{ついで}行為役柄と定義する。

1 人称に帰属する^{ついで}行為役柄に対する予期を^{ついで}行為志向と呼ぶ。謂わば^{ついで}個体による企図である。

2 人称または3人称に帰属する^{ついで}行為役柄に対する予期を^{ついで}行為期待と呼ぶ。従来の社会学に於ける^{ついで}役割期待 role expectation 概念と外延が重なる。

^{ついで}個体の^{ついで}行為志向が＜規範Ⅰ＞によってもたらされている場合、（その^{ついで}個体にとって）^{ついで}規範化された^{ついで}行為志向と呼ぶ。更にその＜規範Ⅰ＞が共同規範のとき、^{ついで}共同規範化された^{ついで}行為志向と呼ぶ。

^{ついで}個体の^{ついで}行為期待が＜規範Ⅰ＞によってもたらされる場合を、^{ついで}規範化された^{ついで}行為期待と呼ぶ。その＜規範Ⅰ＞が共同規範であるとき、^{ついで}共同規範化された^{ついで}行為期待と呼ぶ。

〈規範Ⅰ〉が、先述（6頁）の遂行者の役割への言及に於て、その人称価に言及している場合、言及された人称価が1人称価ならば、その〈規範Ⅰ〉は規範化された行為志向のみを実現する。言及された人称価が2・3人称価ならば、規範化された行為期待のみ実現する。

〈規範Ⅰ〉が遂行者の役割に於て人称価に言及しない場合、同一の〈規範Ⅰ〉が遂行者の人称価として1人称価、2・3人称価を取り得る。故に規範化された行為志向／行為予期の双方をもたらし得る。

以上のように〈規範Ⅰ〉は、それに従属する個体に対して、行為志向／行為期待を水路づける機能をもつ。但しここでいう従属とはアルゴリズムを意識することを意味しない。個体がアルゴリズムに従属している事と、そのアルゴリズムを意識化し得る知識として保有する事とは無関係である（↳ Панда〔1966=1970:164〕）。

3.5 制度論との関係

予期の対象となる行為役割は広義の行為範疇に対応していた。故に行為役割は「予期する」という範疇を含み得る。つまり「予期する」ことが予期の対象たり得る。

従って〈規範Ⅰ〉の中には、他者に帰属する予期・に対する予期を水路づけるものも存在し得ることになる。例えば：

(9)①警察官は②いつでも③「職務中の飲酒はいけない」と規範的に予期するべし

(10)①A社社員は②職務中は③「社長命令は絶対服従だ」と規範的に予期するだろう

ここで、準則という概念を定義する：〈規範Ⅰ〉の中で、①予期行為を、予期される行為役割として指定し、②その行為役割への予期が認知的予期であり、③遂行者の役割が不定（任意）であるもの。Luhmann〔1972=1977〕は、任

意の第三者の予期・に対する認知的予期を、“制度”と呼んだ。我々の準則概念はそれと等価である。

更に準則である〈規範Ⅰ〉が、共同規範である場合、それを、（想定された個体の集合に関する）制度と定義する。ここで制度は〈規範Ⅰ〉の中でも非常に特殊な条件を附されたものであることに注意しよう。我々は〈法規範論〉（↳ 宮台〔1985b〕）の中で、制度論を大々的に展開する。

3.6 行為の了解図式としての機能

〈規範Ⅰ〉は了解の図式として機能することがある。すなわち、現に遂行されている行為役割の覚識を与件として、遂行者の役割（属性価）への認知的予期や、遂行情況範疇への認知的予期を、帰結するアルゴリズムとして機能できる。

例えば、赤ん坊が泣いており、30前後の女性がそれを抱きあげる場面を、考えよう。覚識主体はこの女性を直ちに「赤ん坊の母親」という役割を帯びると認知的に予期しよう。この場合、〔①母親は②赤ん坊が泣いたら③あやすべし〕なる〈規範Ⅰ〉が、了解の図式に利用されている。すなわち、②と③を入力として①を出力させている。

ここでは〈規範Ⅰ〉が陰函数のように機能していると見做し得る。

3.7 〈規範Ⅰ〉と違背処理

Luhmann〔1972=1977:49ff〕は、違背認知が学習（予期変更）を帰結することが先決された予期を認知的予期と呼び、学習が生じないことが先決された予期を規範的予期と呼ぶ。Luhmannは上記の違背対処の先決を、予期に於ける違背処理メカニズムと呼ぶ。

〈規範Ⅰ〉が割当てる行為役割への予期が認

知的／規範的のいずれであるかに応じ、〈規範 I〉は、〈予想的規範 I〉／〈当為的規範 I〉に区分される。この分類に従えば、準則及び制度は、〈予想的規範 I〉の中の特殊類型であることになる。

以上の分類によって、〈規範 I〉がもたらす〈規範化された行為志向〉と〈規範化された行為期待〉はそれぞれ、〈規範化された予想的行為志向〉／〈規範化された当為的行為志向〉、及び〈規範化された予想的行為期待〉／〈規範化された当為的行為期待〉に、区画される。

3.8 〈規範 I〉による選択領域の開示

〈規範 I〉が、予期される行為の範疇を指定することは、行為選択領域の開示を行なうことに相当する。

一般に範疇 category は、述語論理学用語でいえば、“個体変項 individual valuables”の集合 set を選択領域として開示する“述定項 predicative constants”であると見做せる。この意味で我々の用いる範疇概念は、Luhmann の Funktion 概念と等価である。

〔①女の子は②帰宅が遅くなるとき③自宅に電話すべし〕という〈当為的規範 I〉がある。この場合、電話を用いる場所に定位するだけでも、「自宅に電話する」という範疇 = Funktion は「友人宅からかける／近くのボックスからかける／今居る喫茶店からかける／…」などの多様な行為選択領域を開示する。

この中からの 1 本の選択肢の選択は、当の選択領域を開示した〈規範 I〉には指定できない。そこには別のメカニズムが要請される。その 1 つは Funktion の負荷上昇 (= 範疇の意味素性の増大) である。上記の例では、「自宅に電話する」という範疇 = Funktion に対し、これをもたらす〈規範 I〉とは無関連な選好のロジック

により、更に「2 分以内で行ける」「できる限り近く」などの範疇 = Funktion が賦課される。その結果選択領域は絞りこまれる。

4 〈規範 II〉論の骨子

4.1 〈規範 I〉との機能的連関

〈規範 I〉は、広義の行為範疇への予期を個体にもたらすアルゴリズムであった。広義の行為は、了解の中で選択性を何らかの人称に帰属される事象と定義される。その中には①人称に選択性が帰属される物理的身体挙動(含・発語)を与件として発効する狭義の行為、②狭義の行為を遂行しないことを選択するという狭義の不作為、③予期を含む心的行為、④予期しないという選択を含む心的不作為⁽¹⁴⁾、⑤「就職する」「結婚する」(以上制度役柄の変更)、「髪を伸ばす」「無理にやせる」(属性役柄の変更)、などの役柄変更、⑥「就職を敢えてしない」などの役柄不変更、が含まれる。〈規範 I〉はどれも言及する。

〈規範 II〉は、狭義の行為にのみ関与する。すなわち、一定の条件の充足に対して一定の狭義の行為範疇の発効を割当ててるアルゴリズムである。但し先述(3頁)のように、行為の人称価に関わるアルゴリズムは行為人称図式論として独立させるので、ここでは属性価にのみ、すなわち狭義の行為役柄にのみ関与するアルゴリズムを考える。従って〈規範 II〉は、条件の値を独立変数とし、発効する狭義の行為役柄を従属変数とする函数として書き留められる。

狭義の行為役柄 = f (条件の値)

独立変数たる条件を効力条件と呼ぶ。函数であるとの仮定により、効力条件は特定の狭義の行為役柄の発効の十分条件である⁽¹⁵⁾。ゆえに〈規範 II〉は行為役柄発効のアルゴリズムであると

同時に、与えられた行為役柄に対して発効の為の十分条件（の集合）を割当てるアルゴリズムとして機能し得ると仮定できる。

従って、先ず<規範Ⅰ>が一定の行為役柄を帯びる行為の遂行への行為志向をもたらす。次に<規範Ⅱ>が、行為をその行為役柄に於て実現するための効力条件を指示する。という具合にアルゴリズム連結がなされることがあり得る。

4.2 行為連鎖と単位行為

<規範Ⅱ>は、④効力条件を行為連鎖形式として書き出す場合、⑥単位行為の効力条件を書き出す場合、に暫定的に2分できる。

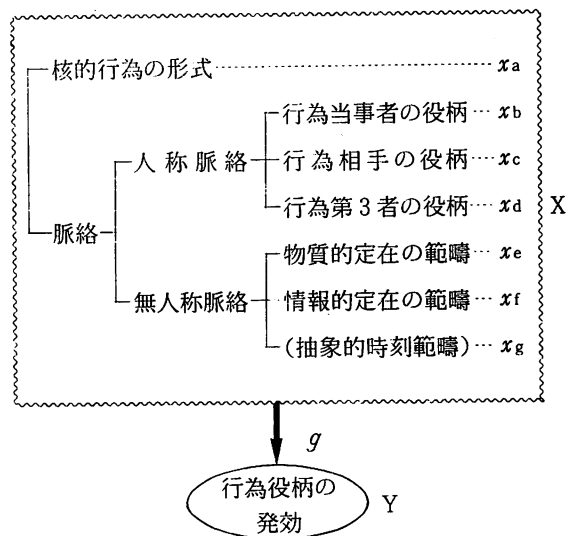
狭義の行為の時間的な有限長排列を行為連鎖と呼ぶ。行為連鎖に対応する行為役柄の排列を行為連鎖形式と呼ぶ。

行為連鎖の構成要素である行為を要素的行為と呼ぶ。要素的行為はこれ自身更に行為連鎖に分解できることがある。行為連鎖に分解できない行為を単位行為と呼ぶ。

狭義の行為⁽¹⁶⁾の中には、その発効が行為連鎖の存在によって与えられるものがある。正則な性愛行為／非正則な性愛行為⁽¹⁷⁾の対立は、一定の行為連鎖を間断なく辿ったか否かで与えられる(↳橋爪〔1982:35-36〕)。従って、ある種の行為の効力条件は、行為連鎖形式として先ず表現される。

単位行為の効力条件は、効力図式として表現される。効力図式とは、単位行為の範疇構成に際する認知図式である。効力図式は、下図(図1)のように、 $x_c \sim x_g$ までの7変数の組を独立変数Xとし、発効する行為役柄を従属変数Yとする函数として表わされる。

$$Y = g(X), \text{ 但し } X = \begin{pmatrix} x_a \\ x_b \\ \vdots \\ x_g \end{pmatrix}$$



〔図1〕効力図式

効力図式は、範疇の値の組に範疇を対応させる認知図式である。効力図式は、単位行為の行為役柄を決定する<規範Ⅱ>である。個々の個体は効力図式のセットに従属する。効力図式が共同規範化されている場合を、効力図式の共同規範と呼ぶ。

Xの特定値 X_1 に対してYの特定値 Y_1 が決まるとき、 X_1 を、行為 Y_1 に関する効力条件と呼ぶ。一般に、Yの特定値 Y_1 を与えるXの特定値は複数個存在し得る。その意味で、効力条件 X_1 は十分条件である。

x_i ($i = c, d, e, f, g$)は零の値を取り得る。すなわち x_i に相当する範疇的な定在が存在しない場合があり得る。但し、 x_a 及び x_b は零の値を取り得ないものとする。

Yが特定値 Y_1 を取るに際して、効力図式の個々の項目について例えば $x_a = x_{a1}$ であることが必要(条件)であるとき、 $x_a = x_{a1}$ を、行為 Y_1 に関する適切性条件と呼ぶ。例えば「講義する」という行為が正規に発効するのに、行為当事者(↳後述)の役柄(↳5頁)が「教官」

なる属性値を取ることが必要である。故に行為当事者が「教官」たることは、「講義をする」行為が発効するための適切性条件である。

単位行為に関与する〈規範Ⅱ〉は、以上のような効力図式論に於て記述される。行為連鎖に関与する〈規範Ⅱ〉も、最終的には、単位行為に関与する効力図式・の集合として記述されることが知られる（↳後述、11頁）。

従って、〈規範Ⅱ〉論の本体は効力図式論であると言い得る。

4.3 効力図式の形式

【1】図1に示された諸概念を説明しよう。

核的行為とは、効力図式によって行為役柄を付与される所の対象的与件である物理的な身体挙動（含・発語）である。

核的行為／（狭義の）行為、の対立は、発語に関与する側面では、Austin〔1960=1978〕のいう発語行為 locutional act／発語内行為 illocutional act の概念的対立に類似する。人は“馬鹿な奴だ”という発語行為を如何なる脈絡 context に置くかにより、軽べつ行為をも愛情表現行為をも、発語内行為として遂行できる。この場合、同一の対象的与件である・形態素の排列乃至形態素を構成する音韻排列が、核的行為である。

核的行為／行為、の2重性は、発語以外にも見出せる。例えば“平手で顔を打つ”身体挙動を如何なる情況的脈絡下で遂行するかで、体罰行為をも無法行為をも発効させ得る。この場合、同一の対象的与件である。一定の外形的形式をもつ身体挙動が、核的行為である。

上記の例に明らかな通り、与件としての核的行為自体に形式性が刻まれている。その形式性には2つのタイプがある。第1は示差的な対立のシステムを構成する有限個の意味単位（形態

素）の集合・から選ばれた要素を（重複を許して）排列することで・より大きな意味単位を構成するアルゴリズム、によって特性化可能な形式性（＝文法性）である。第2は上記のようなアルゴリズムによって特性値し得ない、単に他と対立し合う外形的示差性としての形式性である。但し、第1のタイプは、形態素の構成に於て、第2のタイプを要請する。前者の形式性をもつ核的行為を核的発語行為と呼ぶ。後者の形式性のみを有する核的行為を核的身体行為と呼ぶ。

【2】脈絡とは、核的行為を対象的与件とする行為役柄の範疇的覚識に於て、同時に配慮されて役柄の範疇的内容を左右する、意味的定在の集合である。効力図式の設定は、核的行為が一定の脈絡に置かれることで、了解に於て一定の行為が発効する、と仮説することに等しい。

その結果、行為の範疇如何は、身体挙動（含・発語）の外形的形式に還元できないことが示される。こうした理論枠組の設定により、行為の理論的記述目標（＝外部基準）を観察可能な外形に求める行動主義の素朴な方法から決別することになる。社会学的行為理論の見地からは、行動主義は稚戯に類する。

脈絡は、人称脈絡／無人称脈絡に区画される。人称脈絡とは、脈絡を構成する意味的定在の集合の内、人称（＝役柄的定在）であるものを意味する。無人称脈絡とは、上記集合の内、無人称であるものを意味する。意味的定在に於ける人称／無人称の精確な区分については、宮台〔1985 a〕が詳しい。

【3】人称脈絡は、行為当事者／行為相手／行為第3者に区分される。

行為当事者とは、覚識主体が行為の選択性を第1次的に帰属させる人称である。換言すれば「当の行為に関する行為者である」と了解され

る人称である。

行為相手とは、覚識主体が、行為当事者による2人称的覚識対象であると見做す人称である。

行為第三者とは、覚識主体が、行為当事者による3人称的覚識対象であると見做す、行為情況に臨在する人称である。

以上のような枠組の設定は、行為当事者／相手／第三者のそれぞれの属性価（含・時間価）が、発効する行為役柄を左右することがある、と仮説することを意味する。また既述（9頁）の通り、発効する行為役柄によっては、脈絡に於て行為相手及び／或いは行為第三者を欠くことがある（ $\exists Y$ に対して $x_c = 0$ and/or $x_d = 0$ ）。

【4】以下では、行為当事者／相手／第三者のそれぞれの属性価（含・時間価）が行為役柄の発効を左右する $3 \times 7 \times 3 = 63$ 種類の内のいくつかを例示する。

行為当事者の現在範疇の制度役柄が行為役柄の発効を左右する場合：「判決を下す」という行為の発効にとり、行為当事者が「現職の裁判官」であることが必要条件＝適切性条件である。観点を変えて言えば、制度役柄のそれぞれに対し、その制度役柄を適切性条件とする行為役柄の集合が、割当てられている。例えば「裁判官」には、行為当事者が現職の裁判官たる事を適切性条件とする「判決」「退延命令」「訴訟指揮」……等種々の行為可能性が配分されている。この事実は、権力 power と呼ばれる現象を結露する（ \rightarrow 宮台〔1983：324-328〕）。更にここには従来、地位 status／役割 role と呼ばれる曖昧な概念が照準する現象の一側面が明確化されている。

次に行為相手の現在範疇の制度役柄が行為の発効を左右する場合：“君は馬鹿だね”という核的発語行為を用いて「愛情表現行為」を発効させるには、行為相手が目下行為当事者に対し

て「後輩」「目下」「実子」「教え子」などの制度役柄を帯びることが、適切性条件となる。

次に行為第三者の現在範疇の制度役柄が行為の発効を左右する場合：刑訴法第115条は、女子の身体について捜索状を執行する場合に成年女子の立会を命じる。刑訴法第131条第2項は、女子の身体検査に際する医師又は成年女子の立会を命じる。教科書的には、これらは度を過ぎた捜索検査が女性を精神的に苦しめるのを抑止することを立法目的とする。だがここには次の問題が隠されている：捜査官が「女性」に対して外見的には同一の身体捜索をする場合でも、行為第三者として「成年女子」「医師」なる制度役柄を帯びる人称が臨在するか否かで、当の「女性」（＝覚識主体）に対する行為の範疇性が異なってくるのである。

【5】以上に、社会学的に特に重要な、行為当事者／相手／第三者の現在範疇の制度役柄（＝地位）が行為の発効を左右する場合を見た。次に、やはり重要性の高い過去範疇の行為役柄のケースを見よう。

まず、行為当事者の過去範疇の行為役柄が行為の発効を左右する場合：例えば「約束を破る」という行為の発効にとり、行為当事者が「過去に約束した当事者」であることが適切性条件である。この種のケースは行為連鎖論との関係で重要である。＜規範Ⅱ＞には或る種の行為の効力条件を行為連鎖形式として書き出すタイプがあることを既述した（ \rightarrow 9頁）。すなわち或る種の行為の発効は、行為連鎖の実現と等価である。今、行為 Y^0 の発効が $(Y_1, Y_2, Y_3, Y_4, Y_5)$ という単位行為を要素とする行為連鎖形式を効力条件とするとせよ。ここで以下の通り考え得る：単位行為 Y_2 の発効は、行為当事者が過去範疇の行為役柄 $^D Y_1$ を帯びることを適切性条件とする。単位行為 Y_3 の発効は、行為当事者が過去

範疇の行為役柄^PY₂を帯びることを適切性条件とする。単位行為Y₄の発効は、行為当事者が過去範疇の行為役柄^PY₃を帯びることを適切性条件とする。単位行為Y₅の発効は、行為当事者が過去範疇の行為役柄^PY₄を帯びることを適切性条件とする。そしてこの最後の単位行為Y₅の発効は行為連鎖全体(Y₁, Y₂, Y₃, Y₄, Y₅)の実現を意味するから、行為Y⁰の発効と等価である。ここで、

$$Y = g(x_b, x'), \text{ 但し } x' = (x_a, x_c, x_d, x_e, x_g) \text{ によって効力図式を表記するならば,}$$

$$\begin{cases} Y_n = g({}^P Y_{n-1}, x'n), \text{ 但し } n = 2, 3, 4, 5, \\ Y^0 \equiv Y_5 \end{cases}$$

によって行為Y⁰の効力条件を表現し得る。つまり、行為の効力条件を行為連鎖形式として表現する<規範Ⅱ>は、単位行為の効力条件を定める $Y = g(x)$ 型の効力図式(→9頁)の集合にパラフレーズされる。このため、<規範Ⅱ>論は基本的には効力図式論として展開し得る(→10頁)。

次に、行為相手の過去範疇の行為役柄が行為の発効を左右する場合を見る。このケースが社会的に重要なのは、エスノメソドロジー(会話分析)が抽出する会話規則の幾つかを記述し得るからである。Schegloff〔1968〕, Sacks〔1972〕, Schegloff; Sacks〔1973〕は、発語内行為の規範化された対(e.g. 発問(Q) - 応答(A), 呼掛(S) - 応答(A), 前終結 - 終結提案, 終結宣言第1 - 第2ペア)を、“隣接対adjacency pair”と呼ぶ。これは我々の枠組では以下の通り記述される。第1に、隣接対第2項に相当する発語内行為の発効は、行為相手が、隣接対第1項に相当する過去範疇の行為役柄を帯びることを適切性条件とする。第2に、隣接対第1項に相当する発語内行為の発効後、隣接対第2項が入るべきスリット(空き箱)に於て、或るタ

イプ以外の核的発語行為を選択すると、隣接第1項に相当する・行為相手の帯びる過去範疇の行為役柄との兼ね合いで、不適切行為(→4頁)が発効する。例えば以下の対はその例である。

“これは何ですか”(発問) - “おはよう”この場合、スリットに入る核的発語(おはよう)と、行為相手の上記の過去範疇の行為役柄を中心とする脈絡との対が、<規範Ⅱ>に予め書き留められていないが故に、了解不能な行為が発効している。或は次のようにも表現できる：核的発語行為“おはよう”は元来「挨拶」という行為を発効させる際にのみ用いられるが、上記の例では「挨拶」の発効が伴うべき脈絡に於ける適切性条件を欠くが故に、不適切行為が発効する、と。

Sacks; Schegloff; Jefferson〔1974〕は、会話に於ける話し手の交替が可能な場所(=移行関連場)で、次に誰が話し得るかを指定する規則群を、“順番取得システムturn-taking system”と呼ぶ。この規則群を、行為相手(乃至行為第3者)の過去範疇の行為役柄を脈絡として含む効力図式を用いて、隣接対と全く同様に記述し得る(→宮台〔1983:177-179〕)。

【6】差別論との絡みで重要なのが、行為相手の現在範疇の属性役柄が、発効する行為役柄を左右する場合である。差別語を含む核的発語行為は、行為相手が現に差別語に指示される属性役柄を帯びる場合に、覚識主体に対して「差別行為」として発効し、強裂な喚情作用を伴う。行為相手が覚識主体自身であるとき(=覚識主体が行為相手を1人称価に於て覚識するとき)、行為相手が盲人/健常者のいずれの属性役柄を帯びるかにより、“メクラ”という差別語を含む核的発語が与える行為としてのimpactは全く異なる。

属性役柄は、役柄の属性価の分類項目(→5

頁)の中で明らかに residual category たる位置を占め、積極的規定を与え難い。だが取り敢えず属性役柄の内部を、固定的属性役柄 (e.g. 盲目の人、手のない人、肌の黒い人、IQの低い人、天才、…) / 一時的属性役柄 (eg. 赤い服の人、長髪の人、…) に区画し得る。固定的属性役柄は一時的属性役柄に比べて、自己意識の中での枢要な部分(中核的自己イメージ)を構成し易い。その分だけ当の属性役柄を宛先とする差別行為の喚情作用も強いと同時に、その属性役柄が差別行為の宛先となり易い。但し差別行為の宛先は、「部落民」の如き戸籍上見出される制度役柄(これも固定的!!)に向けられることもある⁽¹⁹⁾。

4.4 心的自己把持と心的他者把持

太郎君が花子さんに「君と結婚できたらな」と言った。太郎君は「愛情表現」のつもりだったが、花子さんは「結婚申込」と了解した。こうした行き違いはしばしばとんでもない紛争を招く。

一般に、同一の核的行為が、客観的には同一の状況に居合わせる複数の個体(=覚識主体)に対して、同一の行為役柄を発効させるとは限らない⁽²⁰⁾。第1に、彼らが了解に於て同一の脈絡を覚識しているとは限らないから。第2に彼らに分有される<規範Ⅱ>(=効力図式)がそれぞれ異なり得るから。

先の例では太郎君の同一の核的発語行為が、太郎君には「愛情表現」として、花子さんには「結婚申込」として発効した。ここで注意したいのは、太郎君が覚識主体であるとき行為当事者が1人称価を帯び、花子さんが覚識主体であるとき行為当事者が2人称価を帯びていた点である。従って我々は、同一の与件に対する相異なる行為範疇の覚識を、行為当事者が帯びる人

称価の値により区画し得る：行為当事者が覚識主体に対して1人称価を帯びる時、覚識主体による当の行為役柄の覚識の営みを心的自己把持と呼び⁽²¹⁾、この行為役柄の内容を対自的効力と呼び、この範疇の発効を対自的発効と呼ぶ。心的自己把持とは、自分の行為の行為役柄の把握である。

同様に、行為当事者が覚識主体に対して2または3人称価を帯びる時、覚識主体による当の行為役柄の覚識の営みを心的他者把持と呼び、行為役柄の内容を対他的効力と呼び、この範疇の発効を対他的発効と呼ぶ。心的他者把持とは、他者の行為の行為役柄の把握である。

心的自己把持は、自己同定(1人称を一定の属性価に於て覚識すること)の特殊場合である。心的他者把持は、他者同定(2または3人称を一定の属性価に於て覚識すること)の特殊場合である。すなわち双方ともその属性価が行為役柄である場合である。

在来の発話行為論や語用論は、行為範疇(=発語内効力 illocutionary force)が言語慣習 convention によって誰にも均一に発効される事を暗黙の前提とする。そのため、発語内効力の対自性/對他性の分岐への眼配りを欠いた、予定調和説的な構成になっている(e.g. Searle [1969: 63] が最悪の例。詳しくは宮台 [1983: 406-418] 参照。)これは精密な行為分析にとって、全く不都合である。

心的自己把持論/心的他者把持論は、技術論との関係で、詳しく後述される。

4.5 無人称脈絡

「車を運転する」という範疇の行為は、「自動車」という範疇価を帯びる物質的定在の存在を必要条件とする。

「マンガを読む」という範疇の行為は、「マン

が」という範疇価を帯びる情報的定在の存在を必要条件とする。

このように、先に見た人称=役柄的定在と同様に、無人称(=物質的定在/情報的定在)が、効力条件の構成要素となり得る。これらを無人称脈絡と呼ぶ。

無人称脈絡は、行為の歴史性を刻印づける。

物質的定在の多くは加工品である。加工品 a は、技術的行為 a' (後述) の帰結である。技術的行為 a' は、道具や加工素材としての加工品 b 無人称脈絡とする個体の心的自己把持を媒介にして存立する。加工品 b はこれまた技術的行為 b' の帰結である…⁽²²⁾。このように見ると、加工品を無人称脈絡に取る行為の発効は、加工品たちを媒介にする過去の諸個体の技術的行為の時間的鎖列を前提にすることが判る。この意味で、加工品たる物質的定在を無人称脈絡として発効する行為役柄は、歴史性を刻印される。何故なら加工品が歴史的な定在(↳ 橋爪 [1977]) だから。

マンガや小説や科学的理論の如き情報的定在は、加工品とは異なる形で歴史的な定在である。情報的定在は、必ず表現行為(=コミュニケーションへの意図を伴う行為)の帰結としてある。コミュニケーション内容と、採用される表現手段との対は、その時点までの表現行為の集積的な帰結としての・表現行為の規範的水準を、地 Grund としつつ選択される。表現行為の意味的な同一性もその中で与えられる。表現行為の規範的水準を集積的に形づくる個別の表現行為は、これ自身それまでの表現行為の集積が開示する規範的水準を Grund としつつ選択されている。こうした時系列的動力学が、情報的定在の歴史性を刻む。だから、情報的定在を無人称脈絡として発効する行為役柄は、歴史性を刻印されている。

無人称脈絡は、技術論との絡みで重要であるが、この点は技術論に於て述べよう。(以下次号)

注

- (1) アルゴリズムとは、①ある類 class に属する任意の課題解決のために、②或る要素的操作 operation の集合の中の、③どの操作を、④どの順序で適用するか、④に関する一義的指令、である(↳ Панда [1966=1971: 31])。
- (2) 詳細は、宮台 [1983: 40-43, 150-155] 参照。
- (3) 規範的予期は、予期への違背にも関わらず予期が固持されることが先決されたものとして定義される。認知的予期は、予期への違背に対して予期の適応的変更(学習)を行なうことが先決されたものとして定義される(↳ Luhmann [1972=1977: 49 ff])。
- (4) 但し論理的に言って形態素の構成をめぐって⑦は①を前提とする。
- (5) ④のケースを規範と呼ぶことには異論があり得る。例えば自動車の運転は、言語による遂時的把持を離れ、自動化された制御に服する。このアルゴリズムを規範と呼ぶのは、それが達成している身体挙動の形式性が文化的な身体技術に相当するからである。その習得過程が当初は言語(乃至表象)による把持を伴い、習得による自動化以降も言語的把持の対象たり得るのは、まさにその文化性の証である。但しこの身体技術(=④のケース)が身体の物理的特性や生理的機能を前提かつ制約条件とすることは当然である。
- (6) 個別的ジェスチャーは、他と対立する示差的意味単位を構成するが、文法をもたず、単独で情况的脈絡に置かれて、一定の行為の発効を実現する(↳ Morris [1977])。

言及した文献

- 秋元 波留夫 1935 『失行症』, 金原商店。→ 1976 東大出版会。
- Austin, John Langshaw 1960 How to Do Things with Words, Oxford Univ. Press. = 1978 坂本百大訳『言語と行為』, 大修館。
- Birdwhistel, R. L. 1970 Kinesics and Context: Essays on Body Motion Communication (ed. by Goffman, E.), Univ. of Pennsylvania Press: Philadelphia.
- Blumer, Herbert 1969 Symbolic Interactionism: Perspective and Method, Prentice-Hall.
- Durkheim, Emile 1895 Les Regles de la Methode Sociologique, Presses Universitaires de France. = 1978 宮島喬訳『社会学的方法の規準』, 岩波書店。
- Garfinkel, Harold; Sacks, Harvey 1970 "On Formal Structure of Practical Actions", Mckinney et al. (eds.) Theoretical Sociology, A.C.C.
- Goffman, Erving 1959 The Presentation of the Self in Everyday Life, Doubleday & Co. = 1974 石黒毅訳『行為と演技——日常生活における自己呈示——』, 誠信書房。
- 1961 "Role Distance", Encounters: Two Studies in the Sociology of Interaction, Bobbs-Merrill.
- 1974 Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience, Harvard Univ. Press.
- Grünbaum, 1930 "Über Apraxie", Zbl. Neur. 55.
- Guillaume, Paul 1937 La Psychologie de la Forme, Librairie Ernest Frammarion: Paris. = 1952 八木晁訳『ゲシュタルト心理学』, 岩波書店。→ 1980 八木晁改訳。
- 橋爪 大三郎 1977 「加工品の眩暈」(未発表)。
- 1979 「〈言語〉派行為論の基本構図(1)/(2)/(3)」, 『止揚』30: 20-29 / 32: 21-31 / 33: 30-41。
- 1982 「性愛論」(未発表)。
- Homans, G. C. 1961 Social Behavior: Its Elementary Forms, Harcourt Brace: New York.
- Kroll; Sttolbun 1933 "Was ist Konstruktive Apraxie", Z. Neur. (148).
- Luhmann, Niklas 1972 Rechtssoziologie, Rowohlt Taschenbuch. = 1977 村上淳一・六本佳平訳『法社会学』, 岩波書店。

- 宮台 真司 1982 「役割理論の検討——typification視点からするその拡大再編成——」(東京大学文学部社会学専修課程昭和57年卒業論文), 東大社会学研究室所蔵。
- 1983 「行為理論の再構成——規範論的視角——」(東京大学大学院社会学専門課程修士論文), 東大社会学研究室所蔵。
- 1985a 「人称図式論——範疇論的行為理論の拡張——」, 『ソシオロギス』9。
- 1985b 「法規範論——発話の予期帰属理論の試み——」, 『ソシオロギス』9。
- Morris, Desmond 1977 Manwatching: A Field Guide to Human Behavior, Oxford and Jonathan Cope: London. = 1980 藤田統訳『マンウォッチング——人間の行動学——』, 小学館。
- Parsons, Talcott 1937 The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent European Writers, McGraw-Hill. = 1974 ~ 稲上毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造』(全5巻), 木鐸社。
- ; Shils, Edward A. (eds.) 1951 Toward a General Theory of Action, Harvard Univ. Press. = 1960 永井道雄・作田啓一・橋本真訳『行為の総合理論をめざして』, 日本評論新社。
- Ланда, Лев Н. 1966 Алгоритмизация в Обучении, Просвещении. = 1970 駒林邦男他訳『アルゴリズムの思考方法——その教授と学習——』, 明治図書。
- Sacks, Harvey 1972 "An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology", Sudnow, D. (ed.) 1972 Studies in Social Interaction, Free Press.
- ; Schegloff, Emanuel; Jefferson, J. 1974 "A Simplest Systematics for Conversation", Language 50: 696-735. → 1978 Schenkein, J. (ed.) Studies in the Organization of Conversational Interaction, Academic Press.
- 坂本 佳鶴恵 1984 「差別現象の社会学——規範・告発の構図——」(東京大学大学院社会学専門課程修士論文), 東大社会学研究室所蔵。
- Searle, J. R. 1969 Speech Act: An Essay in the Philosophy of Language, Oxford Univ. Press.
- Schegloff, Emanuel 1968 "Sequencing in Conversational Opening", American Anthropologist 70-4: 1075-1095. → 1972 Hymes, D. et. al. (eds.) Direction in Sociolinguistics, Holt-Reinehart & Winston.
- ; Sacks, Harvey 1973 "Opening up Closings",

Semiotica 8: 289-327.

Skinner, B. F. 1938 The Behavior of Organism, Appleton-Century-Crofts: New York.

Turner, Ralph H. 1956 "Role-Taking, Role-Standpoint and Reference Group Behavior", American Journal of Sociology (61).

吉本 隆明 1968 『共同幻想論』, 河出書房。

(みやだい しんじ)